

棚卸資産の取得価額の算定に係る関連経費の配賦基準

棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針（平成 23 年 3 月会計第 3907 号。以下「指針」という。）第 5 条第 2 項に規定する基準を次のとおり定める。

（対象事業）

第 1 条 指針第 5 条第 1 項に規定する関連経費を配賦する対象事業は、箕面北部丘陵整備事業とする。

（配賦する関連経費及び算出方法）

第 2 条 前条に規定する事業に配賦する関連経費は、次の各号に掲げる予算科目に定める細事業として執行した額の合計額に、次項に規定する算式による割合を乗じて得た額とする。なお、1 円未満の端数は四捨五入する。

（1）箕面北部丘陵整備事業職員費

（2）箕面北部丘陵整備事業建設事業事務費

2 前項の執行した額に乗じる割合は次のとおり算出する。

$$\left\{ \frac{\text{当該年度に執行した箕面北部丘陵整備事業の直接経費}}{\text{当該年度に執行した箕面北部丘陵整備事業の直接経費} + \text{当該年度に執行した箕面北部丘陵整備関連事業の直接経費}} \times \frac{\text{当該年度に執行した箕面北部丘陵整備事業の棚卸資産の取得価額に計上する直接経費}}{\text{当該年度に執行した箕面北部丘陵整備事業の直接経費}} \right\}$$

（見直し）

第 3 条 事業計画の変更等によりこの基準が不相当と認められるときは、会計局と協議して見直すものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 24 年 3 月 28 日から施行し、平成 23 年度の財務諸表の作成から適用する。